

アジアNIES・ASEAN諸国の経済開発政策

——インドネシアにおける経済開発政策 の展開を中心に——

西 村 貢

目 次

はじめに

第一章 「発展途上国」における経済開発政策の諸類型と多国籍企業

第1節 経済開発政策の三類型

第2節 アジアNIES・ASEAN諸国の経済開発政策と多国籍企業

第二章 インドネシアにおける経済開発政策の展開

第1節 「5カ年計画」の推移

第2節 日本企業の多国籍企業化とインドネシアの経済政策

おわりに

はじめに

1985年の「プラザ合意」以後、日本企業は本格的な多国籍企業化をすすめている。東・東南アジア地域でもそれらの一環として、いわゆるアジアNIES諸国からASEAN諸国へと企業進出の重点的な対象地域を移動させつつある。その主要な担い手は電機・自動車などの「加工組立」産業である。それらの

企業に共通する進出動機は、従来の進出動機と同じく低賃金を利用しようとするものであると同時に、本格的なグローバル化をめざすこと、言い換えれば本格的な多国籍企業化の一環としてアジアNIESおよびASEAN諸国に生産基盤をつくり、日本市場はもちろんのこと米国市場などの先進資本主義諸国へも商品輸出をおこなうことを目的とするものである。

そのような先進資本主義国からの投資目的の変化に対応して、アジアNIESおよびASEAN諸国では、輸入代替工業化政策から輸出志向工業化政策へと産業政策の軸点が移行させられ、一連の「構造調整政策」が実施されつつある。そのような経済開発政策によって、一部の社会層へ開発利益が偏在的に帰着し、所得格差の拡大とその階層的固定化をもたらしている。

このような先進資本主義国と「発展途上国」との経済的関係を促進しているのが、政府開発援助（ODA）などの公的資金による「援助」、政府系金融機関による海外投資および貿易促進のための低金利融資・保険であり、また、世界中に事務所をもっている日本貿易振興会の諸活動などである。

本稿は、このような先進資本主義国と「発展途上国」との経済的関係を解明するために、日本企業の本格的な多国籍企業化という企業の対外的な蓄積戦略とアジアNIESおよびASEAN諸国との相互関係を解明しようとするものである。また、それらが現地政府による経済開発政策と相互前提関係にあることを、主要にはインドネシアにおける経済開発政策の展開に則して解明しようとするものである。

第一章 「発展途上国」における経済開発政策の諸類型と多国籍企業

第1節 経済開発政策の三類型

「発展途上国」の経済開発政策を問題にする場合、ひとつの共通した歴史的な前提条件がある。それは、ほとんどの「発展途上国」がかつては欧米諸国の植民地としての地位におかれていたということである。したがって、経済的には植民地的な経済構造——産業構造、国家資本などを含む資本間関係な

ど——を歴史的な前提として、かつ政治的には民族主義的な植民地解放闘争、いかえれば独立闘争・運動という民族主義的で国家主義的な政治機構・政治構造の形成を歴史的な前提として、その後の経済開発政策が立案・執行されざるをえないということである。また、社会意識の側面においても、特定の宗教的な規律・規範に依存する場合が往々にみられ、それが、経済開発政策の側面における諸実践の社会的な諸意識・規範となることもある。

このような諸側面における歴史的な前提条件が相互作用しつつ、有機的に連関しながら、その後の経済開発政策を規定づけるが、とりわけ、経済的側面におけるモノカルチャ構造、あるいはモノエクスポートともよばれる経済構造が経済開発政策の歴史的な基盤とならざるをえない。モノカルチャ構造とは、植民した本国の経済関係に規定され、それが投影され、本国の経済構造の一環に組み込まれた経済構造となっているのであり、特定の食糧・工業用原材料の供給地域として位置づけられている場合がほとんどである。したがって、「発展途上国」の歴史的基礎となった経済構造には国内で有機的な産業連関が形成されておらず、それは植民地本国による一次産品需要に依存した非自立的・非自律的な経済構造であり、工業製品のほとんどは植民地本国からの輸入に依存せざるをえないという貿易関係にほかならない。また、これらの植民地という資本主義的な経済関係は、諸資本の関係においても同様の関係が形成される。つまり、植民地本国の諸資本による搾取と収奪、とりわけ一次産品の開発を目的とした鉱工業資本による資源独占、また、その貿易における流通独占の形成が、したがって欧米諸資本による支配関係と脆弱な民族的諸資本の形成、植民地主義的な搾取と収奪による低賃金構造と狭矮な国内市場の存在などが歴史的な初期条件とならざるをえない。

このような歴史的諸条件に規定されて、「発展途上国」において可能な経済開発政策のひとつの類型は、とくに天然資源保有国の場合のそれである。それらでは、「比較優位」をもつ一次産品を輸出し、獲得した外貨で先進資本主義国とりわけ従来植民地本国から技術、中間製品など工業化

の基礎的諸条件を導入し、それらによって工業化を図ろうとする経済政策がとられた。いわゆる「一次産品輸出を通じた工業化」がそれである。このような経済開発政策は、従来の先進資本主義国による資源独占や流通独占に依存しつつ工業化を推進しようとするものである。そのような経済開発政策は、多くの場合、先進資本主義国によって国際市場における「不等価交換」的な貿易関係をつうじての収奪を受容しつつけることになり、歴史的な前提諸条件として指摘したような国内的な経済的諸問題を解決するものではない。また、第2次大戦後独立した「発展途上国」のいまひとつの条件である民族主義的な国家主義とその社会意識とも必ずしも整合性をもつものではなかった。

そこで、「発展途上国」の多くの国で、「一次産品輸出を通じた工業化」政策を基礎としつつ、新たな経済政策として施行されたのが、「輸入代替工業化政策」とよばれる経済開発政策である。この類型に属する経済開発政策は、高関税政策や数量規制などの輸入制限政策によって輸入される商品を規制し、その結果、国際市場から隔離され、保護された国内市場に向けて、国内の企業による生産を次つぎに開始し展開させながら、輸入されていた商品を国内生産で順次代替させてゆこうとする、という特徴をもつ産業政策である。こうした産業政策で輸入代替の対象となった商品は、非耐久消費財や耐久消費財などの最終消費財関連の場合が多い。

このような産業政策は、独立闘争を経過して成立した諸国において、経済的な自立・自律化をめざそうとする政治的な諸条件、社会意識にも適合的な政策であると考えられ、多くの「発展途上国」で主要な工業化政策のひとつとなった。

かかる輸入代替工業化政策は、その構図として、輸入制限による国内市場における最終消費財の国内生産化から開始されるが、それが国内市場の規模を超える時点でその生産物は輸出に転用されることが想定されている。そこで、それまでの期間は、技術や素材、中間製品、投資される資本などは絶えず先進資本主義国から導入され続けなければならないことになる。それらに

よって、その後は、漸進的に輸入・導入されていた資本、技術、中間製品などの「国内化」を達成し、その過程でいわば「前方連関効果」や「後方連関効果」およびそれらの「相互連関（産業連関）効果」などに分類される国内の工業化のための「誘発効果」によって徐々に自立・自律的な経済基盤が形成されると考えられていた政策である¹⁾

これらの輸入制限措置による国内の工業化政策のための代表的な手段は、保護主義的な輸入品の数量規制と関税政策である。前者の場合は、それぞれの国家によって輸入商品もしくは輸入をおこなう企業の種別に応じた「輸入重要度基準」が設定され、その「基準」にもとづき商品分類に応じて格差的に輸入数量が統制されることになる。後者の場合も同様で、当初は最終財ほど高い関税がかけられるという格差的で傾斜的な関税政策がとられる。これらの格差的数量規制および傾斜的関税政策による特定分野の国内企業の育成政策は、さらにその分野を中心とする重点的な国内補助金政策、低金利での融資を可能にする格差的な金融政策などによって補完されるという経済政策がとられる。また、通貨政策においても輸入を促進させるために、為替レートを高めにしておくという通貨政策がとられることになる。

しかし、輸入代替工業化政策にも、つぎのような問題点がある。まず、第一に、先進資本主義国から技術、中間製品、資本などを絶えず輸入・導入しながら国内での工業化を図らざるをえない点である。そのために、いわば先進資本主義国から「企業誘致」をおこなうのであるが、進出した先進資本主義国の企業が、「発展途上国」の自立・自律的な経済発展のための保護措置の「恩恵」を享受し、本来的な政策目的であったはずの伝統的な民族系資本の育成を図ることにはならず、結果としてそれらの進出した先進資本主義国の企業のための国内市場拡大を目的とした企業戦略にたいする保護政策に転化せざるをえないという制約である。そのため、ハーシュマンらのいう国内市場の「誘発効果」をもたらすはずの輸入代替工業化政策は、民族系資本の育成政策には転化しえず、先進資本主義国の進出企業の大規模化と絶えざ

る「企業誘致」政策に転化することにならざるをえない。したがって、輸入代替工業政策と連携した先進資本主義諸国による資本輸出の形態は、従来の商品輸出を代替すると同時に新たな商品輸出を促進させることになる。その意味では、さきに述べた「一次産品輸出を通じた工業化」が資源独占および流通独占を促進するための資本輸出の形態であったのとは異なる特質をもつとはいえ、先進資本主義国と「発展途上国」との経済関係を新たな従属的な関係として再編するものである。

つまり、輸入代替工業化政策も、つぎのような制約を生起せざるをえない。というのは、従来のモノカルチャー的経済構造に規定された国内産業連関の基盤の脆弱性は解消しえず、進出した先進資本主義の資本による搾取と収奪は低賃金構造の解消をもたらすものではなかったのである。その結果、国内市場の独自の発展が阻害され、構想されていたような国内市場における民族系資本の発展を誘発するような「有効需要」とその「乗数的波及効果」をもたらすものではなく、逆にそれを制約することにもなったのである。したがって、それでは補助金などの財政支出として執行・運用するための租税徴収基盤の拡大とはならないという制約も発生させる。他方で、絶えざる新たな商品の輸入の不可避性によって貿易収支の赤字は拡大し、外貨不足・「危機」を絶えず生ずることになる。その結果、ふたたび資本導入が図られ、資本収支赤字の累積化をもたらし、それが利支払いの固定化と漸次的な拡大をもたらすことになった。

そこで、1960年代半ばに輸入代替工業化政策から、輸出志向工業化政策とよばれる新たな経済開発政策が指向されるようになったといわれる。その典型といわれるのが台湾と韓国である。その後、東南アジアの諸国においても、同様に輸入制限的な保護主義的諸政策を緩和し輸出促進的な政策を体系化しようとする経済開発政策が1970年代になるとしだいにとられるようになった。

この輸出志向工業化政策という経済開発政策の要点は、まず第一に、輸入代替工業化政策で基本的な政策手段となっていた輸入品の「輸入重要度基準」

と数量規制を緩和し、そして傾斜的な関税政策による特定商品の輸入抑制措置を緩和することで、輸入代替生産の基盤となる保護主義的な国内市場を「自由化」することである。第二に、それらの輸入制限的な政策を補完していた金利政策や補助金制度を改定し、さらに、輸入抑制的「効果」をもっていた通貨政策を「自由化」することであった。これらのいわゆる「市場自由化」政策とともに、輸出促進的な諸政策がとられる。その代表的な措置は、輸出産業にたいする補助金の交付、輸出産業にたいする減税・免税などをふくむ格差的な優遇税制、輸出産業にたいする特惠的な利子率を適用する金利政策、為替レート切下げなどの通貨政策などである。また、これらの諸政策を特定の地域または工場に限定して施行するために、「経済開発特別区」や「保税地区」・「保税工場」などを設ける場合もある。つまり、輸出志向工業化政策は、「市場自由化」政策と輸出促進政策という二つの内容をもつ政策の体系である。その結果、「発展途上国」の低賃金構造に依存した労働集約的部門の輸出が促進され、特にアジア NIES 諸国でそうした政策が指向され、韓国などではしだいに重化学工業化を基礎としてハイテク産業化がはかられつつある。

こうした輸出志向工業化政策も、輸入代替工業化政策と同様に先進資本主義諸国からの絶えざる資本、技術、部品などの導入・輸入をともなわざるをえない。そして、「発展途上国」に進出した先進資本主義諸国の多国籍企業は、「発展途上国」の国内市場を拡大するのみならず、本国で「比較優位」を失いつつある産業を移転させることで逆に本国に商品輸出（逆輸入といわれる貿易関係）を行う。また、第三国への輸出も行われるようになる。先進資本主義国の資本輸出の増大にともない新たな商品輸出を促進することにもなるという意味では、輸入代替工業化政策との関連における先進資本主義の資本輸出と同様の性格をもっているのである。

第2節 アジアNIES, ASEAN諸国の経済開発政策と多国籍企業

アジアNIESおよびASEAN諸国で展開された経済開発政策も、各国のおかれていた状況の相違により種差的な違いはあるが、前節でのべた3つの政策類型によって特徴づけることができる。

ところで、「発展途上国」で第2次大戦後に展開され、3つの類型に分類することのできた経済開発政策と、それに対応した先進資本主義の諸資本との関係という点では、どのような変化が生じていたのかをつぎにみることにしよう。そのために、ここでは「発展途上国」と先進資本主義との資本関係を、資本輸出の形態変化およびそれに規定された商品輸出の形態変化という見地から、みることにしよう。

まず「一次産品輸出を通じた工業化」政策が、資本主義的な植民地政策を基礎とした先進資本主義国の資本による資源独占と流通独占をうみだす資本輸出に依存した開発政策であることはさきに述べたとおりである。つまり、このような経済開発政策を「発展途上国」の側で担ったのは「国家資本」である場合が多い。そもそも「国家資本」とは、植民地時代に形成され、植民地に対する政治的支配と経済的支配とを結合させた資本形態である。したがって、「国家資本」は、先進資本主義諸国のための第一次産品の供給源泉を確保しようとする資本輸出と密接な関係を前提として成立した資本である。独立後、植民地時代に形成された国家資本を継承した「発展途上国」は、それらを手段として経済開発政策をおこなった。そこで「一次産品輸出を通じた工業化」政策によって、「国家資本」はその支配的地位が強化されるとともに新たな国営事業の創出、およびそれらと民族系資本との官民共同事業などの展開をつうじて、支配的な資本へと成長する傾向がみられる。

「国家資本」と先進資本主義の諸資本との関係には二側面がある。独立後の「国家資本」は、民族主義的で国家主義的な、強力な国家（政治）機構とともに先進資本主義の諸資本と対立的な国内市場を育成してゆこうとする政

策の担い手という側面がある。ところが、他方では、強力な国家機構のひとつの要素である軍隊、警察機構などの物理的抑圧手段を拡大したり、政権の支持基盤を拡大するための諸政策、経済開発政策を遂行しうる財源としての「一次産品輸出」は不可欠な政策手段であり、そのための資本、技術などは先進資本主義国から導入しなければならない。そのような「発展途上国」側の政策意図とも連携しつつ先進資本主義国の資本によって資源独占、流通独占を目的とした資本輸出がはかられた。しかし、資本輸出の分野は制限的で、進出形態も制約的である場合が多い。貿易関係では依然として、植民地時代に形成された経済関係が支配的であり、価格の面でも先進資本主義国の諸資本が支配する関係であった。つまり、先進資本主義諸国の諸資本は、進出した分野での生産過程を通じた搾取と収奪および流通過程での収奪を利益源泉として、資本蓄積をおこなうことができた。

「一次産品輸出を通じた工業化」という経済開発政策により、「発展途上国」の支配階級は、「国家資本」の領域を公共事業、銀行、農業・漁業、軽工業的な製造業などに拡大した。他方では、国家主義的な社会意識・国家意識を反映して、それらの分野での国有化政策が遂行された場合もある。いずれにせよ、先進資本主義から資本輸入する分野との対抗関係を回避しつつ国家資本分野が拡大される傾向にあった。

このように、先進資本主義諸国からの資本輸出と国家主義的政策傾向とを調和的に解決しようとした経済開発政策も、多くの諸国において国際収支の赤字を恒常化させ、この側面からも政策の変更を余儀なくされることになる。つまり、「国家資本」の活動領域の拡大をつうじた経済開発は、政策遂行のために必然的に機械設備などの商品輸入を拡大させる。また、商品・貨幣関係の浸透は、国内市場の「内包的発展」・「外延的発展」をもたらす。それらによって、国際収支の赤字化傾向は恒常化せざるをえない。

そこで、国際市場における先進資本主義国の資本の価格関係をつうじた収奪関係に対抗しつつ、輸入を抑制しながら国内の消費需要に対応し、その過

程で漸次的に工業化を図ろうとする経済開発政策へ政策の軸点を移行させようとしたのが、輸入代替工業化政策である。そのための政策手段は、さきに見たように格差的な数量規制や傾斜的関税政策などであり、それらにより従来は輸入に依存し、貿易収支の赤字化の恒常的な要因となっていた国内市場向けの商品を国内生産に転換させることで貿易収支を図りながら、国内生産を波及的に発展させてゆこうとした。

輸入代替工業化政策は、国内市場を対象とした経済開発政策であるがゆえに基本的に輸出抑制的特質をもつ。また、生産基盤の漸次的な形成を政策目的とするがゆえに、産業の高度化や新たな産業分野の育成のためには、絶えず先進資本主義諸国からの資本、技術、商品などを導入・輸入しなければならない。したがって、貿易収支における赤字化傾向は、解消しえず、輸出抑制的な政策の特質にもかかわらず、貿易収支の赤字抑制のために「一次産品輸出」を促進させねばならない。したがって、政策の重点が移行させられたとはいえ、それは、「一次産品輸出を通じた工業化」政策との連続性を基盤としつつ展開されたものである。それを遂行した国内資本の担い手も「国家資本」などが支配的であったという点でも連続性をもっている。そうした連続性を基礎としながら、植民地時代から形成されていた伝統的産業分野にたいしては、為替レートの政策的な高水準の維持や低金利政策によって輸入代替部門に外貨と資本を集中させる政策がとられたために、その独自の発展を阻害する要素にもなった。その意味では、「一次産品輸出を通じた工業化」政策において、そのような伝統的産業分野に牽引されながら、国内産業の発展をはかろうとする政策とは政策の重点がことなるということができる。

このような政策重点の移行に対応して、先進資本主義諸国の諸資本は、輸入代替工業化政策の対象とする産業の漸次的な重点の移行に対応して、資本輸出をおこなう新たな対象領域が漸次的に拡大されることとなり、資本輸出は継続的に拡大することになる。また政策対象の重点が漸次的に移行するのに対応して絶えず発生せざるをえない新たな商品需要に対応して、先進資本

主義諸国は商品輸出を拡大させることになる。

さらに、輸入制限的な分野へ資本輸出した先進資本主義諸国の諸資本にとって、輸入代替工業化のための諸政策の遂行は、それらの資本にとっての国内市場を保護するという点にも転化する。この点で、国家主義的な社会意識を反映した輸入代替工業化政策を遂行した「国家資本」と資本輸出した先進資本主義諸国の諸資本との共通の利害が形成される。したがって、輸入代替工業政策は、先進資本主義諸国からの資本輸出および商品輸出を抑制するものではなく、それは蓄積様式に資本輸出の対象分野や進出する資本の形態にさまざまな制限的措置をとるとはいえ、現地での生産を漸次的に誘発する政策でもある。この側面においては、先進資本主義諸国の諸資本の多国籍企業化を促進する政策効果を有する経済開発政策でもあり、資本輸出される対象領域を漸次的に拡大することで多国籍企業的な蓄積基盤を漸次的に拡大することにもなる。先進資本主義諸国からの多国籍企業的な資本進出と相互前提関係にある輸入代替工業化政策は、それらの諸国からの資本輸出と商品輸出を相乗作用的に増大させる開発政策に転化せざるをえない経済政策でもある。

「一次産品輸出を通じた工業化」政策に対応した先進資本主義諸国からの資本輸出の目的とその形態が資源独占および流通独占を蓄積基盤とする資本輸出の形態であったのにたいし、輸入代替工業化政策に対応した資本輸出の形態はその対象領域を漸次的に拡大させることになったという点で、先進資本主義諸国における諸資本が多国籍企業形態での資本蓄積を対外的な企業戦略とするような発展段階に対応した経済開発政策が、輸入代替工業化政策である。

つぎに輸入代替工業化政策の限界、とりわけ貿易収支、国際収支の赤字化傾向に対処する政策として、その政策の基本的特徴である保護主義的な諸政策が緩和され、輸出促進的な諸政策を遂行する輸出志向工業化政策に政策の重点が移行してゆく。

この政策の目的である商品輸出をおこなう資本は、輸入代替工業化政策の遂行の過程で形成された先進資本主義諸国の多国籍企業的な現地企業や「国家資本」などである。「発展途上国」の輸出促進的諸政策の「恩恵」を享受しているのも、それらの資本である。さらに保護主義的な諸政策の「自由化」は、先進資本主義諸国からの多国籍企業的な資本輸出を促進させ、本格化させることになる。先進資本主義諸国の多国籍企業は、進出した当該国の国内市場を自らの蓄積基盤とするための諸制限的措置が緩和されることで、資本輸出と商品輸出をより拡大させることができる。それと同時に、多国籍企業的な形態で進出して形成された生産拠点から、本国および第三国に商品輸出や資本輸出をおこなうことも可能になる。

このように、輸出志向工業化政策は、輸入代替工業化政策の過程で形成された資本関係を基礎としつつ、先進資本主義諸国における支配的な資本蓄積の形態が多国籍企業形態に移行しつつあるのに対応した経済開発政策でもあるのである。

以上のように、「一次産品輸出を通じた工業化」政策、輸入代替工業化政策および輸出志向工業化政策として類型化される「発展途上国」の経済開発政策は、植民地であったという歴史的初期条件に規定されながら、それぞれに類型化された先行的な経済開発政策を基礎としながら、先進資本主義諸国の支配的な資本蓄積の様式に対応し、それに規定されながら展開されたものである。したがって、「発展途上国」の経済開発政策の諸類型が「発展途上国」の国家の政策意図を支配的な要素として、新たな政策に、断絶的に「転換」させられたとする見解は、事態を分析的に把握しているとはいえない。

また、それぞれの型に分類される経済開発政策が同時併存的にあるという見解も正しくない。それぞれの経済開発政策は、歴史的な連続性があるのみでなく、より先行的な政策は後の政策の基底として包摂されているのである。したがって、それはいわば階層性として把握されるべきである。そして、政策の重点移行は、より後の政策がその基底となった政策にたいし規定的な支

配的な要素として作用していることを現しているのである。

そのような政策の変化の推進力となっているのは、先進資本主義諸国による資本輸出、とりわけ本格的な多国籍企業形態での資本蓄積の様式を形成、確立しようとする資本の対外的な企業政略と、それに対応しながら連携してきた「国家資本」などの民族系諸資本の資本蓄積の様式である。そのような資本間の共通利害の形成とその変化を基礎として、国家政策という国家意志のレベルで、それを「発展途上国」の社会意識および政治意識に照応させつつ政策化したもの、それがそのときどきの経済開発政策を特徴づけているのである。

第二章 インドネシアにおける経済開発政策の展開

第1節 「5カ年計画」の推移

インドネシアは、オランダによる植民地支配体制および第二次世界大戦中の日本による「占領統治」を経て、1945年にスカルノを初代大統領として独

第1表 インドネシアの国家開発5カ年計画

	目 標	平均年間成長率(%)
REPELITA I (1969.4~1974.3)	食糧増産, 農業支援工業振興, インフラ復旧, 衣料増産	8.4 (目標: 5)
REPELITA II (1974.4~1979.3)	食糧・衣料増産, 雇用拡大, 住宅 供給増大	7.2 (目標: 7.5)
REPELITA III (1979.4~1984.3)	食糧自給自足, 労働集約工業およ び最終製品製造工業振興	6.1 (目標: 6.5)
REPELITA IV (1985.4~1989.3)	脱石油依存, 雇用機会拡大, 資本 財・中間投入財生産工業振興	4.0 (4年間平均) (目標: 5)
REPELITA V (1989.4~1994.3)	雇用機会拡大, 所得分配平準化, 農工間バランスのとれた発展	(目標: 5)

(出所) ハリリ・ハディ, 三平則夫編『インドネシアの経済開発政策の展開』, 1989年。

立した国家である。インドネシアは、通説によれば、45年の独立宣言から1966年にいたるスカルノ初代大統領の期間が「国家統一期」と規定され、66年に実質的に発足したスハルト大統領体制の時期が「経済開発期」と規定される。スハルト大統領は、61年から69年までの期間を対象とした「総合開発計画」を策定するが、政治的混乱のため、実行にうつすことができず、実質的には69年4月以降、一連の国家開発5カ年計画（以下、REPELITAと略す）を策定し、経済開発政策を推進してきた。第1表のように、現在は第5次REPELITAの時期である。

インドネシアの経済開発政策は、第一章で述べた3つの諸類型が階層的にかつ複合的に展開されているという特徴がある。

インドネシアは、石油や天然ガスなどの天然資源が豊富な国であり、現在でも輸出品のなかで大きなシェアを占めており、その比率はほぼ40～50%である²⁾。ここでは、アメリカの多国籍企業である国際的石油資本（メジャー資本）を中心に資源独占を目的とした資本輸出が行われている。後に述べるように、輸入代替工業化政策による経済開発政策を経過して、近年は輸出志向工業化政策的な政策傾向へと重点が移行させられつつあり、製造分野での資本導入を積極的に図る構造調整政策が展開されている。それと関連して、日本を筆頭に、香港、韓国、台湾などのアジアNIES諸国から製造業などの非エネルギー分野への資本輸出が拡大している。

そこで、日本がインドネシアにたいする第1位の直接投資国であるとの見解もある。このような見解は事態の一面しか把握していない。というのは、アメリカ系の資本輸出のシェアは低下しているとはいえ、資源独占、したがってそれに関連する流通独占を目的とした資本輸出の累積という点で、アメリカ系資本による資本輸出は圧倒的であるからである。さきのような見解が生ずるのは、インドネシアにたいする直接投資に関する統計資料である投資調整庁の発表する資料には、石油および天然ガスの分野がふくまれていないからである。テー・キアン・ウィー氏によれば、エネルギー部門における外国

直接投資の合計は、インドネシアにおける外国直接投資総額のおよそ60%を占めている。「このエネルギー部門の投資におけるアメリカ合衆国の企業の役割は、断然抜きんでている。なぜなら、インドネシアで活動する16の外国石油企業のうち11がアメリカの企業であり、この11企業は、1980年のインドネシアの石油産出量5億7700万バーレルのうち80%以上を生産しているからである。この抜きん出た役割は、天然ガス生産においても見られる。1兆立方メートルに及ぶ天然ガス生産のほぼ80%が、アメリカ企業によって産出されているからである」³⁾ こうしたエネルギー部門における傾向とともに非エネルギー部門での変化がみられる。非エネルギー部門における外国直接投資のなかで、認可プロジェクト件数および総額（1967年から1980年末までに、インドネシア政府によって認可された外国投資のうち非エネルギー部門における外国直接投資はプロジェクト件数では801件、総額90.5億米ドル）からみて、日本が197件、33.4億米ドルと第1位を占め、つづいて香港が126件、8.9億米ドルと第2位を占めているのである。つまり、1970年代の10年間におけるインドネシアにたいする直接投資総額は、エネルギー部門における投資が総額58億米ドルに達しており、このうち約40億米ドルがアメリカ企業による投資なのである。そこで、この期間の他の部門への直接投資総額約38億米ドルと合計した約98億米ドルのうち40%以上は、アメリカ企業による資源独占を目的とした直接投資であるということになるのであり、この傾向は持続している⁴⁾。

このように、植民地時代とは異なりアメリカ系資本によって支配されているとはいえ、アメリカ系石油資本の多国籍企業形態を中心とする資本輸出が、したがって「一次産品輸出を通じた工業化」政策が、インドネシアにおける経済開発政策の基底を今日でも構成しているのである。これらと連関して東南アジア向けの日本による海外直接投資は、戦後日本の経済構造したがってその貿易構造に規定されて資源、とりわけ石油資源は海外に依存したがゆえに、資源開発投資といわれる海外直接投資が主要な形態であり、そのなかでもイ

インドネシアに対する直接投資が第1位を占めてきたのである。

そして、第1表からもわかるように、インドネシアでは、1970年代は主として輸入代替工業化を重点とした経済開発政策が実施された。70年代は、「資源ナショナリズム」とよばれた国際的な政治動向を反映して世界的に原油価格が上昇した。そこで、インドネシアは石油などの天然資源を輸出するという貿易構造だから、国際収支が改善された。そのために拡大した国内市場とそれに対応すべき工業製品の自給率の低さという不照応を解決するために、当時の「インドネシアでは、地揚系と外資系とを問わず工業企業のほとんどすべてが輸入代替を志向した。量的に輸出余力のある業種は少なく、品質的にも輸出市場で他国製品に伍してゆけるものはごくわずか」⁵⁾であったのである。

インドネシアにおける輸入代替工業化政策の特徴は、その政策が70年代に本格的に政策化されたため、国際収支および石油などの天然資源の輸出からえる資金を財源とする財政構造にも基礎づけられて——REPELITA第3期の国家歳入に占める石油・ガス歳入の平均的シェアは、ほぼ66.9%であり、第4期のそれはほぼ50.5%、第5期になるとほぼ30%前後（推測値）である⁶⁾——、世界的な「ナショナリズム的傾向」の高揚と連動した民族主義的な社会意識の高まりを反映して、外国民間投資にたいする選別的な導入、制約および義務規定、輸入代替工業部門の国産化義務規定、さらには輸入代替工業保護のための各種規制が、それぞれ強化されることになった。

それらによって、インドネシアにおける輸入代替工業化政策は国内で各種の規制および諸事務手続きなどを必要とした。とりわけ、輸入制限的な政府の政策措置を反映して、指定企業に排他的に与えられた特定原材料・商品の独占的な輸入権は、官僚機構による認許可権限を増大させ、それと関連して一部企業にたいする独占権の既得権化をうみだした。そのために、国内市場における高価格化および輸出価格の高水準化を生起させることになり、経済成長を制約する要因ともなった。また、官僚機構による認許可権限とその事務手続き上の諸規制は、輸入代替工業化政策の一環として考えられてきた国

内市場における産業連関の「波及効果」的な資本投資を制約することにもなった。

これらの輸入代替工業化政策の諸施策が、先進資本主義諸国の多国籍企業的資本蓄積の形態的な発展段階に照応した資本輸出およびそれと補完的に増大する商品輸出を促進する施策へと転化すること、国内市場に多国籍企業的形態で進出した企業にとっても諸規制の実施は制約的に機能するがそれらの規制に照応した国内市場向け企業戦略を保護する施策へも転化すること、したがって、インドネシア政府による輸入代替工業化政策による国内市場の保護的諸施策も先進資本主義諸国の多国籍企業的な資本蓄積の基盤を拡充させることにもなることは、前章で指摘したとおりである。

輸入代替工業化政策にともなう国内市場における諸制約と石油・ガスを主要品目とする貿易構造の特質がもたらす影響との関係で、1980年代の前半にインドネシアの経済開発政策に変化が生ずることになる。

1983年以降の石油輸出価格は、バーレル当たり35ドル以上から20ドル以下へ、さらに86年第3四半期には10ドル以下にまで下落した。それを契機に、経済政策を遂行するための財源調達必要性からも、石油・ガス産品に依存した輸出構造が限界となり、インドネシアの経済開発政策の重点は石油・ガスなどの「一次産品輸出を通じた工業化」政策を基礎として展開されてきた輸入代替工業化政策から輸出志向工業化政策へと移行する。輸出志向工業化政策は、前章でものべたように、輸入代替工業化政策の一環として政策化された各種の保護政策にたいする規制緩和措置と輸出促進政策を軸に構成され、それらが国内の経済構造を再編させることにもなる。

三平則夫氏によれば、1980年代の輸出構造の変化は通貨調整、各種輸出振興政策および一連の構造調整政策によってもたらされたものである。その政策を推進する手段としてもっとも効果的であったのは、ルピア切り下げ、輸出製品製造に使用した輸入原材料の関税・輸入品販売税を払いもどす Custom Duty Drawback System、低利の輸出金融であった。このような個別的な輸

出促進政策は、1980年代以降国内における経済構造調整政策の一環として推進される。その概要は、三平氏の整理によれば以下のとおりである⁷⁾

- 1975. 4.16 Drawback System 制定，輸出製品製造に使用した輸入原材料の関税・輸入品販売税を払い戻す。
- 1976. 4. 1 輸出税減免，地方自治体による公課廃止，輸出金融利下げ（15%→12%）と枠拡大，海上運賃引下げなどからなる政策パッケージにより，輸出企業の事業環境を整備。
- 1978.11.15 ルピア切下げと輸出証書（S. E, Sertifikat Ekspor）制度という名の輸出補助金制度（Drawbackの代替）により輸出ドライブ。
- 1982. 1. 1 Couter-Purchase 制度導入，政府事業に納入する外国企業に見返りとしてインドネシア産品購入義務づけ。
 - 1.18 輸出金融利率引下げ（12%→9～6%）
- 1983. 3.30 ルピア再切下げ，輸出ドライブとルピア建て歳入増をはかる。
- 1983. 6. 1 金融改革で金融部門にも市場メカニズムを導入し，同時に，輸出金融の利子率を9%で1本化。
- 1984. 1. 1 税制改革で歳入面での脱石油の枠組み構築。
- 1985. 4. 1 付加価値税導入。輸入関税改革。
 - 4. 4 「経済活動促進のための物流円滑化に関する大統領令1985年第4号」により輸出入通関，国内輸送業務，港湾諸費用などの改善策制定。そのうちの一つの施策として通関業務を外国民間サーベイヤー（SGS）に委託。
- 1986. 5. 6 政策パッケージ。輸出振興策〔SE制度を廃止してDrawback制度に復帰，保税加工区の設置，輸出志向企業（製品の85%以上を輸出）の優遇など〕および外国民間投資促進策を制定。
 - 9.12 ルピア切下げ。

- 10.25 政策パッケージ。輸出振興策〔外資系合弁企業の輸出信用受信限度を運転資金の70%から内資企業並みの85%に引上げ〕, 外国民間投資促進策〔為替変動リスク・ヘッジのためのスワップ取引の上限枠撤廃, 既存企業への外資資本参加容認〕, 国内産業保護策〔原材料の輸入関税は減免・国産化品目の関税引上げ〕, 輸入・流通統制緩和策〔各種機械類165品目の輸入・流通統制解除〕を制定。
1987. 1.15 政策パッケージ。繊維・鉄鋼・電機・自動車の4業種の輸出競争力強化のため300品目の部品輸入障壁緩和〔繊維92品目と鉄鋼11品目の計103品目について輸入関税免除, 繊維135品目と鉄鋼7品目計142品目についての割当制・指定輸入業者制を解除し一般登録輸入業者等も輸入可, その他55品目について輸入税率軽減〕。
- 12.24 政策パッケージ (いわゆる PAKDES)。輸出振興策〔輸出ライセンス制度の事実上の廃止, 輸出志向企業の定義緩和 (製品の65%以上を輸出)・優遇措置の拡大, 国産品輸出のための合弁商社の設立を可とする, 他〕, 輸入規制緩和〔111品目の輸入に関して指定輸入業者制撤廃, 関税増減, 他〕, 外国民間投資促進〔外資系合弁企業のインドネシア側持株比率過半数化の猶予期間を従来の10年から15年に延長, 他〕, 資本市場規制緩和〔店頭取引市場創設を可とする, 他〕, 観光業規制緩和〔観光事業設立の手続き簡素化, 他〕などの施策を制定。
- 1988.10.27 政策パッケージ。金融部門の規制緩和: 資金動員体制強化〔支店開設, 銀行新設規制緩和, 他〕, 輸出振興〔外為銀行化の条件緩和, 輸出関連融資を過半とする外資系合弁銀行設立容認, 外銀補助支店開設容認, 他〕, 効率化〔国・公営企業資金の民営金融機関への預金容認, 他〕, 金融政策手段の拡充

[預金準備率引下げ, スワップ取引期間延長・スワッププレミアム市場金利連動化, 他]。

1988.11.21 政策パッケージ。商業〔プラスチック原料の集中購買制廃止・鉄鋼の集中購買制実質的に廃止・農産物等の輸入指定業者制解除・緩和, 他〕, 海運〔外資系合弁企業の内航海運算入容認, 他〕, 外国民間投資〔外資系合弁製造業企業による自社製品卸売りの合弁企業設立容認, 他〕, の各分野の規制緩和策の制定。

12.20 政策パッケージ。資本市場・金融業に関する規制緩和〔民間証券取引所運営会社・ファクタリング会社・ベンチャーキャピタル・証券会社・クレジットカード会社・消費者金融会社の設立容認およびリース会社の設立認可再開, 各種保険会社設立手続きの簡素化, 他〕。

1990. 1.29 政策パッケージ。開発と分配平等化のための金融制度改善〔農民金融, 協同組合金融, 食糧・砂糖備蓄金融, 投資金融の各制度金融の融資条件を改善, 一般商業銀行等の融資総額のうち少なくとも20%を小事業金融に振り向けることを義務化, 他〕。

このような諸施策によって推進されるインドネシアにおける輸出志向工業化政策による経済開発政策は, 前章で見た「発展途上国」とりわけアジアNIES諸国の輸出志向工業化政策と共通した特徴を有している。インドネシアは, 他のアジアNIES諸国やASEAN諸国に比べて輸出志向工業化政策へ経済開発政策の重点を移行させる時期が遅れたために, 輸出金融金利がフィリピンに次いで高いとか, 輸出品生産用資本財の関税等還付・免税以外には輸出振興の手段となる各種税の減免は適応されていないとか, 輸出志向型事業に対する投資の出資制限が最も厳しいとかが特徴として指摘されている⁸⁾。

これらの特徴は, インドネシアにおける「一次産品輸出を通じた工

業化」政策による経済開発政策が今日でも主要な政策的傾向となっていること、および輸入代替工業化政策とそれを基礎として展開される輸出志向工業化政策との重層的で複合的な政策によってもたらされたものである。その意味では、他のアジア NIES 諸国における経済開発政策の体系とはことなり、輸出志向工業化政策による経済開発政策が他の政策を有機的に関連させる支配的な要素とはなっていないということである。

インドネシアにおける経済開発政策の政策体系がそのような個別的な特徴を有しつつも、他面ではアジア NIES および他の ASEAN 諸国との政策的類似性を帯びた経済開発政策へ移行しつつあるのは、先進資本主義における多国籍企業形態での対外的な企業戦略のあり方との関連である。つまり、現在のインドネシアですすめられている構造調整政策は、先進資本主義諸国における構造調整政策と連関しているのである。その政策的特徴は「比較優位」にもとづく経済構造の転換をめざすものであり、それを各国の「比較優位」産業へ特化させつつ相互連関させようとするものである。

そして、そうした政策を推進している原動力は、多国籍企業形態での対外的な資本輸出の本格的な展開である。そのような国際的な重層的な相互連関を特徴とする構造調整政策を東南アジア地域で具体的に遂行させる推進力となっているのが、日本企業の資本輸出による多国籍企業化、およびそのことによって生じている企業内国際分業体制の新しい発展段階である。その発展段階の特徴は、多国籍企業の企業内国際分業体制が本国と進出した国との二国間的な企業内貿易および産業連関的な二国間の産業内貿易という段階から、進出した多国間にまたがる企業内分業体制の形成へ、したがって進出した多国間における企業内貿易、産業内貿易の進展という発展段階を形成しつつあるところにある。それが、地域経済圏を基礎づける新しい経済関係を形成しつつある。そのようないわば重層的な関係とそこにおける支配的な蓄積様式としての多国籍企業形態とが、現在の西太平洋地域諸国の輸出志向工業化政策による経済開発政策と連携しているのである。

次節では、このような多国籍企業の重層的な経済関係の形成と関連したインドネシアにおける日本企業による直接投資をみてみよう。

第2節 日本企業の多国籍企業化とインドネシアの経済政策

1980年代後半に本格化した日本の多国籍企業形態での東南アジア地域における海外直接投資は、当初アジアNIES諸国へ直接投資を増大させ、最近ではASEAN諸国へ直接投資を増大させつつある。また、ASEAN諸国への直接投資は、アジアNIES諸国からの直接投資も増大しているのが、最近の特徴である。アジアNIES諸国からの直接投資の一部は、日本企業のアジアNIES諸国への直接投資とその再投資およびそれらを基礎とした日本企業系および合弁企業からのASEAN諸国への直接投資も含まれる。このようなASEAN諸国直接投資における日本企業系直接投資の迂回的な形態も重要であるが、以下では、日本からの海外直接投資に限定して、インドネシアにおける直接投資をみてみよう。

1970年代において、日本はインドネシアの主要な貿易相手国であるばかりでなく、主要な直接投資国でもある。その直接投資のうち「約70%は、資源開発投資」⁹⁾であった。また、「日本のインドネシアとの貿易は、基本的には、輸入面から見れば従来通り天然資源の確保という動因によって、輸出面から見れば、工業製品の市場販路の確保という動因によって刺激されてきたものである。(中略)貿易パターンから生ずる結果として、日本の投資の一部は、一般にきわめて初期の加工段階にある天然資源を確保するプロジェクトによって占められている。もう一つの範疇に属する投資は(中略)インドネシアの工業製品市場を確保しようとする日本の動機から直接に発するもので、インドネシアの国内市場の要求に応じた、しかし原材料のすべてを日本が供給する組み立てや製造のプラントの建設に日本の企業を向かわせた。したがってこうしたタイプの投資は、加工食品からエレクトロニクス、繊維、オートバイ、自動車等に至るまで、一般的には輸入代替型工業なのである。

多くの場合、こうして建設されたプラントは加工の最終工程を受け持つに過ぎない。また、そのように創設された工業は、事実上、インドネシア市場に浸透するための日本の親会社の取引道具に過ぎないし、一般的には、これまで輸出に向かう傾向はまったく見られない¹⁰⁾。

このように、日本からインドネシアへの直接投資は、天然資源に依存した「一次産品輸出を通じた工業化」政策を基底に、インドネシアが非天然資源部門を軸とする経済開発政策を輸入代替工業化を重点に推進しようとする時期には繊維などの労働集約的産業部門を中心に展開されてきた。両政策類型による経済開発政策は、資本輸出と商品輸出入とに相乗的に機能し、インドネシアにとって日本は、貿易関係および資本関係においてともに主要な相手国となっていた。

この時期までの日本企業の多国籍企業化は、日本と被投資国との二国間関係が支配的であった。それに対して、1980年代後半以降の直接投資は多国籍企業形態に必然的にともなう企業内国際分業と企業内貿易にとどまらず、アジアNIESやASEAN諸国に形成された生産拠点とも連関する産業連関的な企業内貿易を支配的な傾向とするようになりつつある。そして、それらの生産拠点は米国、欧州および日本とも連関させられ、第三国間貿易を推進している。つまり、80年代後半以降の円高という国際的な協調的為替政策を契機として形成されたのが、日本企業の多国籍企業化の本格的展開であり、それぞれの被投資国に展開された生産拠点を機能別（製品別や工程別を複合的に組み合わせ）に編成することによって、重層的な企業内連関をもたせつつあるのが、近年の日本企業による直接投資の特徴である。したがって、西太平洋地域における日本企業の多国籍企業形態での資本輸出と企業内連関の形成にもなっており、それらの諸国および地域内の経済的な諸関係は深化させられることになる。それらが、西太平洋地域におけるさまざまな「地域経済統合」構想へと反映されているのである¹¹⁾。

先進資本主義諸国が政策協調しながら推進している「積極的調整政策」、日

本での「経済構造調整政策」の推進に対応した日本企業の多国籍企業化を推進力としながら、ASEAN諸国は西太平洋地域における日本企業の重層的で機能別的な多国籍企業形態での資本輸出に照応した経済開発政策に政策の重点を移行させた。それが輸出志向工業化政策といわれる経済開発政策である。したがって、その政策体系は、先進資本主義諸国の多国籍企業形態における資本蓄積の発展段階に照応しうるように、国内における構造調整政策をとまうものである。

インドネシアにおいても、80年代の半ば以降、そうした政策がとられた。その結果「構造調整政策なども効を奏して、87年より非石油・ガス製品、とりわけ工業製品の爆発的な輸出増加が始まったのである。構造調整政策は国内企業に恩恵を与えるのみならず、しだい人件費が高騰してきて競争力を失ったNIES諸国の労働集約工業の生産基地移転投資を始めとした数多くの輸出志向型の外国民間投資を引きつけつつある」¹²⁾。このような海外直接投資の受け入れ政策が、インドネシアにおける輸出志向工業化政策と連携しているのである。

つぎの表は、インドネシアにおける輸出工業化政策の外的推進力となっている日本の直接投資のうち主要なものを整理したものである。¹³⁾

第2表 日系企業の新規投資認可および拡張・増設投資動向

(1985年～88年)

(単位：1000ドル)

第2-1a表 1985年の新規投資認可動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. 横浜ゴム	タイヤ	9,429
2. 日東精工	精密ネジ	2,440
3. 新潟鉄工	ディーゼル・エンジン	10,746
4. 前川製作所	冷凍機	1,235
5. 三洋開発	漁業	1,788
6. GOKEN商事	漬物用きゅうり	1,000
7. 佐野株	ワニ養殖	2,200
8. 本田技研	自動車エンジン	30,000
9. 神戸製鋼	クローラー・クレーン	4,186
(計)		63,024

第2-2a表 1986年の新規投資認可動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. 栗田工業	水処理薬品	8,000
2. 日本海洋掘削	ドリリング	1,000
3. 日本航空	観光開発	15,000
4. 兼房	刃物	1,400
5. YKK	アルミ建材	25,000
6. 旭硝子	石油化学(一部輸出)	193,652
7. Danyo	運輸	15,000
8. 三井農林	紅茶栽培(85%輸出)	1,200
9. 日宝真珠	真珠養殖(100%輸出)	1,600
10. 松下電器	乾電池(一部輸出)	10,000
(計)		271,852

第2-2b表 1986年の拡張・増設投資動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. 本田技研	自動車エンジン	1,400
2. 日活電線製造	電線(一部輸出)	450
3. 日野自動車	ステアリング・システム	3,370
4. 旭化成	アクリル系(85%輸出)	1,980
5. 昭和製作所	自動車部品	4,950
6. 東ソー	PVCレジン	18,200
7. 三洋電機	エレクトリック・テーブルおよびフレーム (100%輸出)	1,112
8. 国際合同電装	プラスチック部品	850
9. 久保田鉄工	ハンド・トラクター	423
10. 花王	トイレタリー製品	13,167
11. 大日本印刷	包装印刷(85%輸出)	15,000
12. 湯浅電池	自動車バッテリー	735
(計)		61,637

第2-3a表 1987年の新規投資認可動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. 日本ガイシ	碍子	12,000
2. 日高興産	割箸(85%輸出)	1,000
3. Kogen Trading Co.	真珠養殖(100%輸出)	2,000
4. 味の素	調味料	37,500
5. 井上ゴム	二輪車タイヤ(85%輸出)など	4,700
6. 日立造船	エンジニアリング 製材・木彫品(85%輸出)	2,871 1,000
7. バンドー化学	工業用ベルト(40%輸出)	6,000
8. ライオン	トイレタリー(5~10%輸出)	4,700
9. トーメン	海底電接設置 ポリヨール(85%輸出)	4,600 8,000
10. 三菱瓦斯化学	過酸化水素(6%輸出)	28,000
11. 日東精工	水道メーターなど(50%輸出)	1,500
12. 酒田電気	電球底部(55%, 359万ドル輸出)	2,450
13. 日本板硝子	板硝子(20%, 300万ドル輸出)	100,000
14. NIKKEN FOODS, 東京貿易	香辛料(最終的に70%, 490万ドル輸出)	
15. 小松製作所		1,000
16. 古河電池	蓄電池(40%輸出)	3,600
(計)		220,921他

第2-3b表 1987年の拡張・増設投資動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. 住友林業	マッシュルーム(90%輸出)	400
2. 大日本インキ化学	インク	500
	アルキド・レジン(100%輸出) ほか	2,460
3. 味の素	調味料, 化学品	10,100
4. 旭硝子	板ガラス	15,349
5. トヨタ自動車	車体部品	11,000
6. 大塚製薬	PVC	650
7. 旭化成	ナイロン・フィラメント	2,030
8. 帝人	ポリエステル繊維糸	70,900
9. 旭硝子	板ガラス(60%輸出)	97,272
10. 日活電線製造	マグネット・ワイヤ(75%輸出)	250
11. 三井物産	VCM貯蔵庫	1,000
12. 久保田鉄工	エンジン	1,425
13. 花王	トイレタリー用品(一部輸出)	48,625
14. 大和紡績	糸	391
15. 大塚製薬	健康飲食料品(約6割輸出)など	695
16. マンダム	化粧品(一部輸出)	6,050
17. 東陶機器	衛生陶器(60%輸出)	1,430
18. 旭硝子	安全ガラス(6.7%輸出)	21,000
19. 日本電装	自動車部品	165
20. 新家工業	車輛部品(100%輸出)	1,800
21. 山賢工業	セーター等(50~100%, 300万ドル輸出)	2,048
22. ヤマハ	楽器, 木製部品(20~100%, 406.7万ドル輸出)	4,500
23. 帝人製機	鍛造部品, 航空機部品等(100万ドル輸出)	2,600
	(計)	302,640

第2-4a表 1988年の新規投資認可動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. サンデン	カー・エアコン, 部品	3,000
2. リンナイ	厨房機器	2,193
3. SANMEI TRADING Co. LTD.	粽, たわし(85%, 210万ドル輸出)	1,050
4. TIARA PEARL Co.	真珠養殖(100%, 100万ドル輸出)	1,000
5. PT KADERA-AR indo	自動車部品(80%, 292万ドル輸出)	3,750
6. 橋場鉄工	タイヤ金型(100%, 130万ドル輸出)	1,200
7. GOLDEN EAGLE JAPAN	ゴルフ場, マリーナ	15,000
8. マツダ	ガソリン・エンジン(20%, 450万ドル輸出)	30,000
9. ファナック	電気管理機器サービス	500
10. FURUYA OVESEAS OEARK CO.	真珠養殖(100%, 199.5万ドル輸出)	811
11. 日魯漁業	エビ養殖(100%, 115万ドル輸出)	1,336
12. 住友商事	ノーマル・バラフィン(100%, 3000万ドル輸出)	50,000
13. KOGEN TRADING CO.	真珠養殖(100%, 150万ドル輸出)	3,000
14. 日活電線製造等	工業用電気モーター(85%, 378万ドル輸出)	1,300
15. LA FLORE CO. LTD.	バリ島ホテル	4,000
16. 三星ベルト	Vベルト等(20%, 30万ドル輸出)	3,500
17. 和材	輸出商社	1,000
18. 住友商事, ASEAN開発	製材加工(65%, 378万ドル輸出)	6,000
19. 東海家具		
20. ボルネオ真珠	真珠養殖(100%, 300万ドル輸出)	3,000
21. 中国塗料	塗料(20%, 17.6万ドル輸出)	3,000
22. トーメン・ASAHI	自転車(85%, 4100万ドル輸出)	6,150
23. ENTERPRISE		
24. 成羽製箸	割箸(100%, 115.2万ドル輸出)	756
25. ニチアス	ガケット等(70%, 341万ドル輸出)	5,500
26. 日本シールド工業	集成材等(100%, 1500万ドル輸出)	15,000
27. 日本ケーブル・システム	スピード・メーター等(70%, 50万ドル輸出)	1,000
28. 東ソー	カーテン・レール(85%, 94万ドル輸出)	2,500
	(計)	165,546他

第2-4b表 1988年の拡張・増設投資動向

(企業名)	(業種)	(投資認可額)
1. 松下電器	乾電池(100%, 1380万ドル輸出)	6,300
2. YKK	アルミ建材(40%, 2125.2万ドル輸出)	1,000
3. 国際合同電装	二輪車ランプ(20%, 49.5万ドル輸出)	500
4. 大和紡, ニチメン	紡績	9,465
5. PT PRO-INTERCONTINENTAL TERMINALS INDONESIA	貯蔵タンク	2,460
6. 花王	化学品(65%, 950.5万ドル輸出)	4,800
7. 日本電装	Morn	500
8. 日本ケーブル・システム	スピード・メーター(10%, 3.6万ドル輸出)	500
9. トヨタ自動車	鉄・アルミ鑄造	32,000
10. 山賢工業	ズボン・ジャケット(100%, 240万ドル輸出)	2,000
11. クラボウ	ニット織物(100%, 66.7万ドル)	303
12. 鐘紡, トーメン	紡績(50%, 180.8万ドル)	5,647
13. 東海家具	木製家具(100%, 552.7万ドル輸出)	703
14. シキボウ, 野村貿易	タオル(85%, 100万ドル輸出)	1,791
15. 旭硝子	HCL等化学品(65%, 300万ドル輸出)	3,410
16. 三国コカ・コーラ	清涼飲料	13,091
17. 井上ゴム	工業用ゴム製品(20%, 120万ドル輸出)	5,000
(計)		89,470

第2表に示されたように、1980年代後半における日本企業のインドネシアに対する直接投資額は傾向的に増大している。とりわけ、拡張・増設投資項目が増加していることからわかるように、恒常的な生産拠点を確保する目的での投資がみられるようになり、利潤の再投資も展開されていることが推測しうる。このような日本企業の直接投資の新しい動向は、言い換えれば東南アジア地域に展開された多国籍企業の生産拠点の国際的な分業体制の一環にインドネシアにおける直接投資を組み入れようとする直接投資の動向は、第一章でみた REPELITA 第5期に展開された輸出志向工業化政策による「市場自由化」政策と輸出促進政策とによって補完されている。

さらに、投資分野の特徴は、従来投資された木材伐採や繊維・鋼材などの

分野における日系企業の近年における撤退動向とは対照的に、自動車産業関連や電機産業関連など投資分野の「高度化」といわれる傾向がみられる。

それらと関連してアジアNIES諸国からの直接投資も増大しているが、「韓国、台湾などNIESの投資は87年後半から積極化し88年に入ってさらに伸びている。その内容は雑製品が中心で、件数ではスポーツ・シューズが最も多い」¹⁴⁾ という特徴がある。つまり、インドネシアで展開されている直接投資の受け入れの増大は、製造業の分野、とりわけ機械産業を中心とした日本からの直接投資と、労働集約的産業の分野でのアジアNIES諸国からの直接投資によってもたらされているといえることができる。

それらは総体として、日本企業の西太平洋地域における多国籍企業的展開を推進力としつつ、つぎのような特徴をもつにいたっている。つまり、日本企業の多国籍企業的形態での対外的な企業戦略の展開は、従来のように「単純なアセンブリー段階から現地での部品調達を向上させ、さらには地場企業の育成を通じて、東アジアにおける分業生産体制を促進させている。(中略) ASEANに進出している日本の中小企業メーカーの現地法人における部品などの調達先分布をみると、第一位の相手先は日本で、まだ必要な部品、資材を現地で調達するには不十分であることを示しているが、第2位には現地ローカル企業、第3位に現地に進出している日系企業、そしてASEANやNIESの第三国からの調達も無視できない比重をもっている。アジアにおける現地調達は、進出先の地場企業や日系進出メーカーのみならず、NIESやASEANの地場企業や自社の企業内取引などを通じた部品調達のロジスティックが東アジア一帯にはりめぐらされている。(中略) 西太平洋地域におけるこうした部品の調達や完成品の取引のネットワークの発達は、生産の分業体制を推し進めるものであり、これが東アジア各国経済を相互にリンクする役割を担っている」¹⁵⁾ のである。

このような特徴をもつ日本企業の西太平洋地域での直接投資の動向は、必然的にインドネシア直接投資の役割をも規定している。その結果として、イ

インドネシアに対する直接投資も従来のように二国間的な関係での対外的な企業戦略にもとづく直接投資とみることはできない。それは、重層的に展開されている西太平洋地域での国際的な企業内分業体制の一環を担うものとしての直接投資と考えるべきである。

したがって、インドネシア政府の展開しようとしている輸出志向工業化政策を重点とした経済開発政策も、一国的な国家政策や、あるいは先進資本主義諸国や他の隣接諸国との二国間的な関係における国家政策との関わりで遂行されているというよりも、先進資本主義諸国、とりわけ日本企業の本格的な多国籍企業化を軸として国際的に展開されている「積極的調整政策」の一環であるというべきである。

おわりに

「発展途上国」で展開されている経済開発政策はその時期に応じて類型化しようとしても、それらの政策変化を規定づけている先進資本主義諸国の対外的な企業戦略との関連こそが、そうした政策変化をもたらしている規定的な要素である。80年代以降の輸出志向工業政策は先進資本主義諸国の多国籍企業的資本蓄積の様式によって規定づけられている。しかし、それらはまた、直接投資の受け入れ国の民族的な資本関係にも媒介されて、言い換えればその国の支配的な資本形態や階級関係に媒介されて、先進資本主義諸国の多国籍企業的蓄積基盤の拡充と民族系資本の資本蓄積との共通利害を国家政策へ反映させることを通じて国家意志を形成してゆくのである。

注

- 1) ハーシュマン著『The Strategy of Economic Development』, 1958年, (麻田四郎訳『経済発展の戦略』)などを参照。
- 2) 「石油・ガス輸出の対輸出総額比率は、1982年の82.4%という記録的高水準から89年には39.2%にまで低落したが、石油は依然としてインドネシ

アの輸出における最大の外貨獲得品目でありつづけている。とりわけ石油輸出に天然ガスと石油製品との輸出を合算すると、インドネシア経済における石油・ガスの重要性はさらに大きなものとなる。サニョト・サストロミハルジョ「インドネシアにとっての輸出主導型経済成長の展望と制約」、三平則夫編『インドネシア輸出主導型成長への展望』, 1991年。

第3表 インドネシアの輸出 (1979～89年) (単位：100万ドル)

	輸出総額	非石油・ガス		石油・ガス	
		産品輸出	%	輸出	%
1979	15,590.1	5,426.4	34.8	10,163.7	65.2
1980	23,956.4	6,168.8	25.8	17,781.6	74.2
1981	25,164.5	4,501.3	17.9	20,663.3	82.1
1982	22,328.3	3,929.2	17.6	18,399.1	82.4
1983	21,145.9	5,005.3	23.7	16,140.6	76.3
1984	21,887.1	5,869.7	26.8	16,017.4	73.2
1985	18,586.7	5,868.8	31.6	12,717.9	68.4
1986	14,805.0	6,528.4	44.1	8,276.6	55.9
1987	17,135.6	8,579.5	50.1	8,566.1	49.9
1988	19,218.5	11,536.9	60.0	7,681.6	40.0
1989	22,158.8	13,480.1	60.8	8,678.7	39.2

(出所) 三平則夫編『インドネシア輸出指導型成長への展望』, 1991年。

- 3) 「日本がインドネシアに対する最重要の投資国であるという通説とは異なり、インドネシアにおける外国投資額に関する完全な統計数値は、アメリカ合衆国がインドネシアにおける最重要の投資国であることを示す。この誤った見解は、ふつう投資調整庁が刊行している外国投資に関する数値には、エネルギー部門、つまり石油と天然ガス部門における直接投資が含まれていない、という事実由来する。(中略) エネルギー部門における外国直接投資の合計は、インドネシアにおける外国直接投資総額のおよそ60%を占めるからである。このエネルギー部門の投資におけるアメリカ合衆国の企業の役割は、断然抜きん出ている。なぜなら、インドネシアで活

動する16の外国石油企業のうち11がアメリカ企業であり、この11企業は、1980年のインドネシアの石油産出量5億7700万バーレルのうち80%以上を生産しているからである。この抜きん出た役割は、天然ガス生産においても見られる』、テー・キアン・ウィー編『インドネシアの経済』,1984年。

- 4) 同前。
- 5) ハリリ・ハディ、三平則夫編『インドネシアの経済開発政策の展開』,1990年。
- 6) 「石油・ガス部門は、国際収支上で貢献するのみならず、国家歳入の主要部分を占めている点でも、P S 契約の石油企業による生産量の85%の対政府支払いは事実上石油企業が政府に支払う税金である。そして、1981年以降の石油生産と石油輸出の低下にもかかわらず、石油・ガス部門は依然として国内歳入各項目の中で他項目をはるかに上回る最大の貢献をしている』サニョト・サストロミハルジョ、前掲。
- 7) 三平則夫「輸出振興政策」,前掲『インドネシア輸出主導型成長への展望』。
- 8) 三平則夫、同前。
- 9) A. R. スワット「インドネシアと日本」,前掲『インドネシアの経済』。
- 10) 同前。
- 11) 詳しくは、拙稿「日本企業の多国籍企業化と『東アジア経済圏』」,鹿児島県立短期大学『年報』,1992年を参照。
- 12) 三平則夫、前掲。
- 13) 『国際経済』通巻304号より作成。
- 14) 同前。
- 15) 『1992 ジェトロ白書 投資編』。

主な参考文献

- 1) 渡辺利夫著『開発経済学』,1986年。
- 2) パスク・ポンパイチット著『The New Weve of Japanese Investment

in ASEAN』, 1990年, (松本保美訳『日本のアセアン投資: その新しい潮流』)。

(本稿は, 1991年6月にインドネシアでおこなった現地調査にもとづく研究の一部である。)